

令和2度診療報酬改定に係る歯科診療行為マスターの変更について

1 マスターファイルの変更点

現時点におけるマスターファイルの変更点は次のとおりです。

項番	項目名	内 容	備 考
3	歯科診療行為コード	新設、廃止及び変更	内訳は公表マスターの項番1「変更区分」を参照 3:新規 5:変更 9:廃止
36 ～ 45	施設基準①～⑩	今回の公表では未対応	後日更新予定

## 2 歯科診療行為コードの経過措置

※ 今後、厚生労働省から発出される通知等によっては、変更が生じる場合があります。

基本診療料の施設基準等

告示	区 分				適用開始年月	
					開 始	終 了
第十一 二十三	A306	地域包括ケア 病棟入院料	医科 A308 -3 注9	注1に規定する保険医療機関以外の 保険医療機関であって、注1に規定す る地域包括ケア病棟入院料の施設基準 のうち別に厚生労働大臣が定めるもの のみに適合しなくなったものとして地 方厚生局長等に届け出た場合に限り、 当該病棟に入院している患者について は、地域包括ケア病棟特別入院料とし て、所定点数の100分の90に相当す る点数を算定する。	令和2年 10月1日	